

活動重点日

- 7月11日(木) 横断歩道思いやりの日
7月12日(金) 飲酒・暴走運転等根絶の日
7月16日(火) シートベルト・チャイルドシート着用徹底の日
7月19日(金) 自転車安全利用の日
7月20日(土) こどもと高齢者の交通事故死ゼロを目指す日(北陸三県統一重点日)



富山県「交通安全チャレンジ1・2・3運動」

～1割のスピードダウン、2倍の車間距離、3分早めの出発～

- 3人1組で、7月21日(日)～11月20日(水)までの123日間、無事故・無違反に挑戦し、達成したチームには、抽選で副賞が当たります。

申込期間 6月21日(金)～7月20日(土)

- 65歳以上の方が1名以上いれば、2人1組でお申込みできます。

- 申込書は、富山県県民生活課、警察署、各地区交通安全協会にあります。



令和6年交通安全ポスター 入賞作品



内閣総理大臣賞
富山県立富山北部高校
吉田 向日葵



文部科学大臣賞
富山市立大泉中学校
蓬野 愛瑠



警察庁長官賞
富山県立富山北部高校
澤田 悠菜



警察庁長官賞
富山県立富山北部高校
水上 千聖



加越能バス（株）、富山県自動車販売店協会、
(公財)富山県交通安全協会、富山県軽自動車協会
及び県警が協力のもと、4月15日から「パトバス」
が県西部において走行しています。

パトバスは、全面ボディラッピングによるパトカーをイメージしたカラーリングを取り入れ、車体の側面や背面に交通安全・防犯に関するメッセージを記載することにより、地域住民の交通安全・防犯に関する意識の高揚を目的としています。

令和6年 北陸三県統一

夏の交通安全県民運動

富山県推進要綱

期間

7月11日(木)～7月20日(土)

スローガン

さわやかに 夏を走ろう 北陸路



運動重点

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止(北陸三県統一重点)
- 2 運転者の安全運転意識の向上
- 3 飲酒・暴走運転等の根絶
- 4 自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

富山県交通対策協議会

富山県・富山県警察・富山県教育委員会・市町村・(公財)富山県交通安全協会

運動の目的

この運動は、夏季のレジャー等による交通量の増大に加え、解放感、暑さなどからの運転に対する集中力の欠如による交通事故の多発が予想されるため、県民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。



こどもと高齢者の交通事故防止 (北陸三県統一重点)



1 歩行者への交通ルールの周知と遵守

- 信号機のない横断歩道を渡る前に「ハンドサイン」で横断する意思表示の実践
- 歩行者の交通事故の特徴、高齢歩行者の行動特性等を踏まえた交通安全教育等の実施
- 安全な道路の通行について、日常生活や教育現場での保護者や教育関係者から児童への教育の推進



- 『正しい横断ルール』
① 横断歩道を渡すこと
② 信号機の信号に従うこと
③ 横断する意思を明確に表すこと
(ハンドサインの実践)
④ 安全を確認してから横断すること
⑤ 横断中も周りに気を付けること
- 『正しい通行ルール』
① 右側通行 ② 歩道通行

2 歩行者の安全の確保

- 通学路、未就学児を中心にこどもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- 高齢者による自身の身体機能の変化に対する認識とこれに基づく安全行動の促進
- 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進



運転者の安全運転意識の向上



1 横断歩道における歩行者優先の徹底

- 横断歩道の見落としを防ぐための進路の安全確認の徹底
- 横断歩道に対する理解の促進～横断歩道は歩行者優先～
- 横断歩行者の保護活動の推進
- 横断歩道手前における減速や、横断歩行者がいる場合の一時停止等の運転者の義務の周知徹底

2 運転者の交通ルール遵守の徹底

- 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- 3 up 運動※の推進

* 3 up 運動とは、交通事故をなくすために3 up（「マナー up」「チェック up」「ライト up」）を推進することにより、運転者のマナーを向上させ、交通事故防止を図る運動

3 高齢運転者の交通事故防止

- 加齢等に伴う身体機能の変化が運転に及ぼす影響等を踏まえた安全教育と広報啓発の推進
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（サポート）の普及啓発
- 安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談ダイヤル（#8080）の積極的な周知及び利用促進
- 運転免許証の自主返納制度と各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進



4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの着用とチャイルドシートの着用義務の周知とその必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の周知徹底
- 高速バスの乗車時における全ての座席でのシートベルト着用徹底及び広報啓発の推進

5 二輪車運転者等に対する広報啓発

- 二輪車の特性の周知やヘルメットの正しい着用等による被害軽減効果に関する広報啓発の推進
- 特定小型原動機付自転車等の利用者に対する販売事業者等と連携した安全利用と交通ルールの広報啓発の推進

運動の進め方

各推進機関・団体等は、相互に連携を図り、それぞれの家庭、地域、職場、学校等において実情に応じた取組を行い、県民をあげての運動となるよう努める。



飲酒・暴走運転等の根絶



1 飲酒運転の根絶

- 「飲酒運転を絶対しない！させない！」という規律意識の確立
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底とハンドルキーパー運動の促進
- 運転者の点呼時等のアルコール検知器の使用促進と業務に使用する自動車の使用者等の義務の遵守の徹底
- 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動の推進



2 暴走運転等の防止

- 妨害運転等の悪質・危険性についての広報啓発の推進
- 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性等に関する広報啓発の推進
- ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の促進



自転車のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底



1 自転車のヘルメット着用と「自転車安全利用五則」の周知

- 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた広報啓発の推進
- 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルールについての広報啓発の推進

2 自転車の交通ルール遵守の徹底

- 自転車運転者講習制度の周知と「自転車安全利用五則」を活用した自転車の交通ルール・マナーの周知徹底と交通安全教育の推進
- 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と傘差し、スマートフォン、イヤホン使用等の危険性の周知

3 自転車の安全利用の促進等

- 反射材用品の視認効果等の周知と自転車への取付けの促進
- 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入促進
- 自転車利用中における用水路転落事故防止



自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

* 令和5年4月1日から、全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。

